

今後の新型コロナワクチン接種に関する特別意見

我々都市自治体は、住民の命と暮らしを守るべく、安全かつ円滑な新型コロナワクチン接種に尽力してきたところである。

国は、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけを「5類」に変更したところであるが、令和5年度のワクチン接種については、これまでと同様に特例臨時接種を継続し、対象となるすべての方に自己負担なく、秋から実施する方針を表明している。

我々都市自治体としても、接種を希望する住民に対して、円滑かつ効率的に接種できるよう、医療機関等とも調整しつつ、接種を進めていくこととしている。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 令和5年度の新型コロナワクチン接種については、引き続き特例臨時接種として位置付けられているものであり、接種体制の確保に要する経費について、都市自治体や接種現場に混乱が生じないように、9月以降も全額国費による財政措置を講じること。
2. 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、今後の接種の在り方に係る方針をできるだけ早期に示すとともに、必要な財源を確保すること。
3. 地域において新型コロナワクチン接種を希望する住民に対して、引き続き確実に接種できるよう、医療機関等の理解を得ながら取り組んでいく必要があり、ワクチン接種対策費負担金の接種単価（2,277円／回）については、これまでの実情等も十分に踏まえ、適切な水準に引き上げること。

令和5年6月7日

全 国 市 長 会